「町村議会のあり方に関する研究会」第6回議事概要

日 時:平成30年2月8日(木)10:00~12:30

場 所:総務省内会議室

出席者:小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、勢一構成

員、谷口構成員

幹事:山﨑自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、渡邉外国人住民基

本台帳室長、海老原市町村課長、植田行政経営支援室長

事務局:吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 報告書のとりまとめに向けて
- 3. 閉会

【意見交換(概要)】

町村総会について

○ ICTの発展を踏まえ、各種ツールの活用によって町村総会的な場を実現できるとの 視点もあり得るが、将来的な可能性は否定しないものの、現時点では、インフラの普及 状況や、リテラシーの観点で課題があり、特に高齢者が多い小規模市町村では困難で はないか。

2つの議会のあり方(集中専門型・多数参画型)について

- 2つの議会のあり方における議員定数については、各自治体の人口規模、現在の議員定数などを勘案して設定する必要がある。
- 議事機関としての合議体が成立するためには、集中専門型であっても少なくとも3人 以上の議員が必要であるが、密度の濃い議論をするためには、人数をある程度絞り込 む必要がある。
- 集中専門型の議員について、住民の多様な声を集約し、統括していく役割に見合った議員定数とする必要があるのではないか。
- 集中専門型の議員定数について、アメリカのシティコミッション制(理事会制)の人数 なども参考になるのではないか。

- 多数参画型における議員定数については、少なくとも現在の議員定数よりは増やす という前提のもと、集落や小学校区を単位に複数名ずつというイメージではないか。
- 2つの議会のあり方を選択するに際しては、住民の意見を十分に参酌する必要がある。

住民が議員とともに政策的議論に参画する制度について

- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度を導入することによって、政治的経験を積んだ住民の中から、次の専業的議員のなり手が育成されることを目指すものであることを明確にした方がいいのではないか。
- 住民が政策的議論に参画することによって、これまで議会に参画することが少なかった若者や女性などが政治的経験を積むことができるため、こうした層から議員のなり手が生まれることも期待できるのではないか。
- 住民と議員との議論については、メンバーが揃って行うことを原則としつつ、住民が 参画しやすいよう、ICTを活用したり、事前の意見提出を認めるなど、運営上の工夫を 図ることも考えられるのではないか。
- 住民が議員とともに政策的議論に参画する制度の運営方法等については、各自治体において条例や会議規則で定めることになると考えられるが、住民が議論を理解し、発言しやすいように運営することに留意する必要がある。
- 特に小規模市町村では、実態として政治参加をしている住民が多く、議員とともに政 策的議論に参画したいと考える住民の割合は比較的高くなるのではないか。
- 住民が政策的議論に参画する期間については、予算案の提出、予算の執行、決算の認定などに関われるよう、2年以内を目途とすることが考えられるのではないか。さらに、1年ごとに半数を入れ替えることなどにより、経験が豊富な住民が議論を牽引できるようにすることで、継続性を持って政治的経験を積みやすい環境を作ることができるのではないか。

報告書のとりまとめについて

○ 報告書のとりまとめに際しては、各地方議会において議員のなり手不足の解消等の ための自主的な取組を積極的に展開していくことが重要であることを明確にした上で、 今の地方自治法の枠内では難しいところがあるため、新しい2つの議会のあり方を提案 するという趣旨にするといいのではないか。

- 議員のなり手には様々な者がいることから、関係する法規制の違いを明確にした上で、異なる対応が必要だということを明確にすべきではないか。すなわち、民間企業の勤労者については、各企業の就業規制の定めや議会運営の工夫によって兼業議員として活動することが可能であるが、公務員については議員との兼職禁止規定があることから、民間企業の勤労者とは異なる対応も必要となる、という趣旨を明らかにすべきではないか。
- 現行法においても議会制度の自由度は一定程度確保されており、現行の議会のあり方を維持する場合であっても様々な議会の姿を実現できるが、報告書においては、小規模市町村の選択を容易にする観点から、新しい2つの議会のあり方を論理的に整合するパッケージで提示することが適当ではないか。